

●香川県告示第163号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和45年5月6日指道第6号（昭和45年香川県告示第590号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成27年5月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日 平成27年5月13日
- 2 指定を廃止する道路の位置 坂出市花町424番1の一部及び424番6
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 45.30メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。